

記者発表				発表・資料配布
月/日(曜)	担当課(室)係名	TEL	発表者(担当班長名)	その他の発表・配布先
9/30(金)	企画県民部企画財政局 市町振興課財政班	078-362-3096 (2502)	市町振興課長 小川 佳宏 (財政班長 宇野 慎一郎)	

県内市町の平成27年度決算見込み(普通会計)及び健全化指標等

1 決算規模

平成27年度の県内市町(29市12町)の決算規模は、前年度に比べ、歳入では、地方消費税交付金及び地方債等の増加により、787億円の増(+3.3%)、歳出では、扶助費及び補助費の増加等により、715億円の増(+3.1%)となった。

〔 歳入 2兆4,448億円(対前年度比+787億円、+3.3%)
 〔 歳出 2兆3,902億円(対前年度比+715億円、+3.1%) 〕

2 決算収支

(1) 実質収支：332億円の黒字(対前年度比+57億円)

- ・昭和52年度以来、39年連続黒字
- ・全団体に黒字(最大：姫路市(56.2億円)、最小：佐用町(0.4億円))

(2) 実質単年度収支：248億円の黒字(対前年度比+158億円)

- ・33団体黒字(最大：芦屋市(44.0億円))、8団体赤字(最大：篠山市(▲6.6億円))

3 歳入・歳出の状況等

(1) 歳入決算の内訳

(単位：億円、%)

区分	平成27年度		平成26年度		増減額c a-b	増減率 c÷b×100
	a	構成比	b	構成比		
1 地方税	8,950	36.6	9,009	38.1	▲59	▲0.7
うち市町村民税法人税割	562	2.3	603	2.5	▲41	▲6.8
うち市町村民税所得割	3,064	12.5	3,035	12.8	29	1.0
うち固定資産税	3,807	15.6	3,838	16.2	▲31	▲0.8
2 地方交付税等	4,191	17.1	4,280	18.1	▲89	▲2.1
地方交付税	3,108	12.7	3,102	13.1	6	0.2
臨時財政対策債	1,083	4.4	1,178	5.0	▲95	▲8.1
3 地方譲与税・交付金等	1,486	6.1	1,078	4.6	408	37.8
うち地方譲与税	172	0.7	162	0.7	10	6.2
うち地方消費税交付金	995	4.1	609	2.6	386	63.4
うち株式等譲渡所得割交付金	66	0.3	48	0.2	18	37.5
4 国庫支出金	3,788	15.5	3,656	15.5	132	3.6
5 県支出金	1,384	5.7	1,246	5.3	138	11.1
6 地方債(臨財債除く)	1,542	6.3	1,261	5.3	281	22.3
7 その他	3,108	12.7	3,130	13.2	▲22	▲0.7
歳入合計	24,448	100.0	23,661	100.0	787	3.3
一般財源(1~3)	14,626	59.8	14,367	60.7	259	1.8
特定財源(4~7)	9,822	40.2	9,293	39.3	529	5.7

※ 端数処理により、表内において合計が一致しない場合がある(以下、同じ)。

- ① 地方税 8,950 億円 (対前年度比▲59 億円、▲0.7%)
 ・市町村民税所得割の増加 (+29 億円、+1.0%) はあるものの、税制改正等に伴う市町村民税法人税割の減 (▲41 億円、▲6.8%) や評価替え等に伴う固定資産税の減 (▲31 億円、▲0.8%) により減少。
- ② 地方交付税等 4,191 億円 (対前年度比▲89 億円、▲2.1%)
 ・消費税率引上げの平年度化に伴う地方消費税交付金の増等による基準財政収入額の増が、基準財政需要額の増を上回ったことにより減少。
- ③ 地方譲与税・交付金等 1,486 億円 (対前年度比+408 億円、+37.8%)
 ・消費税率引上げの平年度化に伴う地方消費税交付金の増 (+386 億円、+63.4%) 等により増加。
- ④ 国庫支出金 3,788 億円 (対前年度比+132 億円、+3.6%)
 ・子ども・子育て支援制度の施行に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増や障害者自立支援給付等負担金の増 (+50 億円、+11.7%)、平成 26 年度国の補正予算で措置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の増 (+88 億円、皆増) 等により増加。
- ⑤ 県支出金 1,384 億円 (対前年度比+138 億円、+11.1%)
 ・障害者自立支援給付費等負担金 (県負担分) の増 (+14 億円、+6.7%) や子どものための教育・保育給付費負担金 (県負担分) の増等により増加。
- ⑥ 地方債 (臨時財政対策債除く) 1,542 億円 (対前年度比+281 億円、+22.3%)
 ・一般事業債の増 (+60 億円、+177.2%)、公共用地先行取得等事業債の増 (+55 億円、+674.3%)、全国防災事業債、緊急防災・減災事業債の増 (+34 億円、+14.4%)、一般廃棄物処理事業債の増 (+32 億円、+52.2%)、庁舎建替等に係る旧合併特例事業債の増 (+12 億円、+4.5%) 等により増加。

(2) 歳出決算の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成 27 年度		平成 26 年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	12,536	52.4	12,355	53.3	181	1.5
人件費	3,800	15.9	3,781	16.3	19	0.5
扶助費	5,574	23.3	5,380	23.2	194	3.6
公債費	3,161	13.2	3,194	13.8	▲33	▲1.0
投資的経費	2,961	12.4	2,901	12.5	60	2.1
普通建設事業費	2,865	12.0	2,842	12.3	23	0.8
うち補助事業費	1,097	4.6	1,177	5.1	▲80	▲6.8
うち単独事業費	1,676	7.0	1,549	6.7	127	8.2
災害復旧事業費	96	0.4	59	0.3	37	62.7
その他経費	8,405	35.2	7,931	34.2	474	6.0
うち補助費等	2,150	9.0	1,957	8.4	193	9.9
歳出合計	23,902	100.0	23,187	100.0	715	3.1

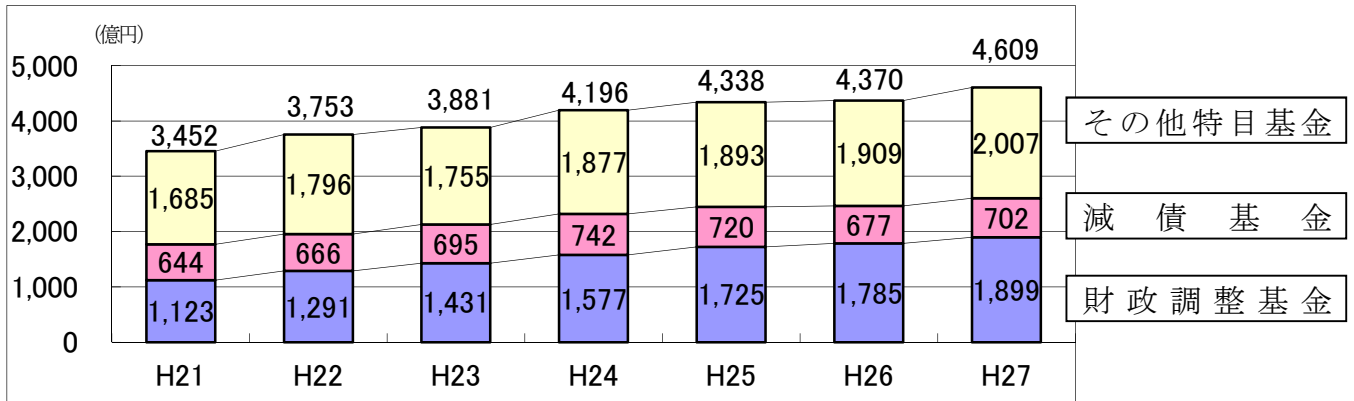
- ① 義務的経費 1 兆 2,536 億円 (対前年度比+181 億円、+1.5%)
 ・繰上償還等に伴う公債費の減 (▲33 億円、▲1.0%) があつたものの、子どものための教育・保育給付費や障害者自立支援給付費の増等に伴い扶助費が増加 (+194 億円、+3.6%) したほか、給与改定に伴う人件費の増 (+19 億円、+0.5%) により増加。
- ② 投資的経費 2,961 億円 (対前年度比+60 億円、+2.1%)
 ・補助事業が減少 (▲80 億円、▲6.8%) したものの、庁舎等の建替・増改築等による単独事業の増 (+127 億円、+8.2%) や平成 26 年豪雨災害に係る災害復旧事業の繰越執行及び平成 27 年台風 11 号等に係る災害復旧事業費の増 (+37 億円、+62.7%) により増加。

③ その他経費 8,405 億円 (対前年度比+474 億円、+6.0%)

・一部事務組合に対する建設負担金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る商工会等への補助の増等による補助費等の増 (+193 億円、+9.9%) や社会保障・税番号システムの整備に伴う委託費の増等による物件費の増 (+98 億円、+3.6%) により増加。

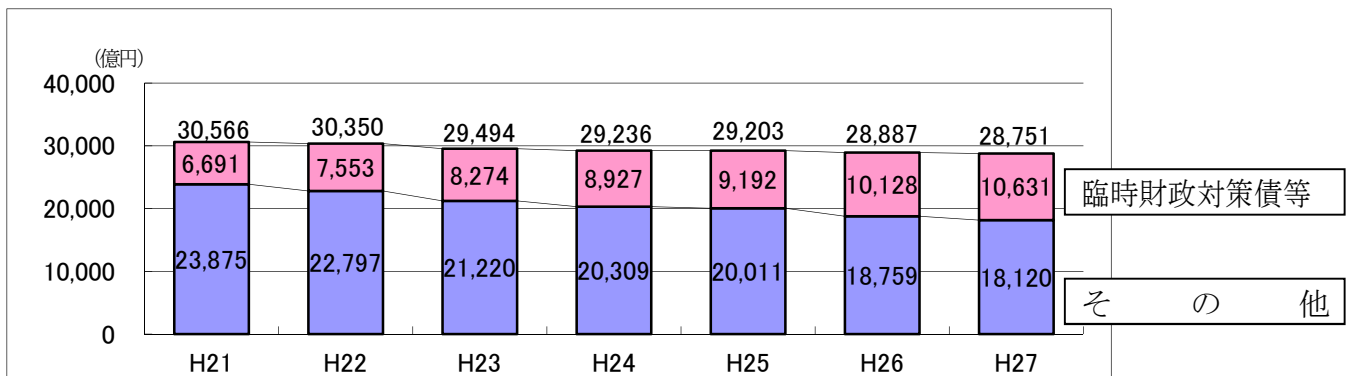
(3) 基金残高 4,609 億円 (対前年度比+239 億円、H26 末 4,370 億円)

・財政調整基金の積み立て (+114 億円、+6.4%) や合併市町における地域振興基金の積み増し等によるその他特定目的基金の増 (+98 億円、+5.1%) により、全体として5.4%増加した。



(4) 地方債残高 2兆8,751 億円 (対前年度比▲136 億円、H26 末 2兆8,887 億円)

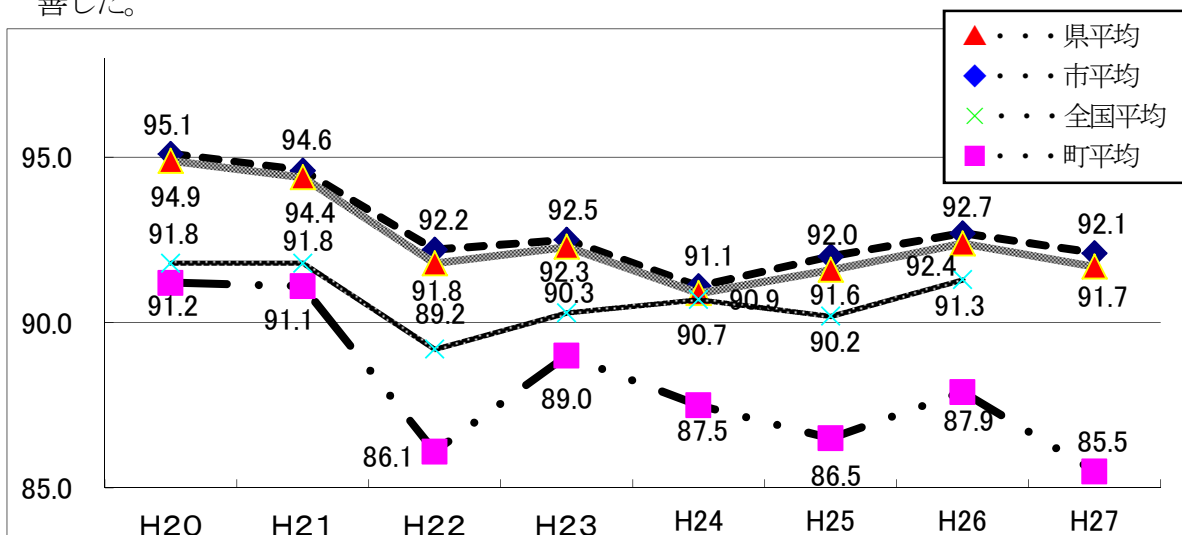
・繰上償還の実施等により、償還額が起債額を上回ったため、全体で0.5%減少した。
 ・平成11年度(4兆503 億円)以降、引き続き減少している。



4 財政指標等

(1) 経常収支比率 91.7% (対前年度比▲0.7%、H26 92.4%)

・地方税等の経常一般財源の増 (+365 億円、+2.9%) が、人件費、物件費、扶助費等の経常経費の増 (+150 億円、+1.2%) を上回ったため、経常収支比率は平均91.7%となり、前年度から0.7%改善した。



(2) 健全化判断比率…【別紙1】

以下の健全化判断比率は、27年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

① 実質赤字比率

- 実質赤字団体はなし

② 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字団体はなし

③ 実質公債費比率

- 早期健全化基準(25%以上)の超過団体はなし

- 33 団体で低下、8 団体で上昇

・過去に行った繰上償還に伴う公債費充当一般財源の減少等により、33 団体で数値の低下が見られた一方で、下水道事業債等償還財源への充当繰入金が増加等により、8 団体で数値が上昇した。

・地方債許可団体（18%以上）は、昨年度と同じく3 団体の篠山市、淡路市、上郡町の3 団体だった。

- 最高：篠山市(19.8%)、最低：猪名川町(1.1%)

実質公債費比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	27年度 A	26年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1	篠山市	19.8	21.2	▲1.4	合併特例事業債の一部償還終了等による公債費の減(▲7.1億円)
2	上郡町	18.5	18.1	0.4	下水道事業債償還財源への充当繰入金が増(1.0億円)
3	淡路市	18.4	19.7	▲1.3	繰上償還等による公債費の減(▲6.7億円)

※ 主な増減理由については、実質公債費比率が3年平均であるためH27年度とH24年度の増減内容を記載

④ 将来負担比率

- 早期健全化基準(350%以上)の超過団体はなし

- 26 団体で低下、8 団体で上昇

・新規発行抑制による地方債現在高の減少等により、26 団体で数値が低下した。一方、基準財政需要額算入見込額の減による充当可能財源の減少等により、8 団体で数値が上昇した。

- 最高：上郡町(228.5%)、最低：播磨町(▲143.5%)

将来負担比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	27年度 A	26年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1	上郡町	228.5	238.6	▲10.1	新規発行抑制による地方債現在高の減(▲2.1億円)
2	淡路市	208.8	229.2	▲20.4	下水道事業債償還財源への充当繰入金の減(▲11.1億円)
3	篠山市	191.7	219.0	▲27.3	合併特例事業債の一部償還終了等による地方債現在高の減(▲23.6億円)

(3) 資金不足比率…【別紙2】

- 経営健全化基準（20%以上）の超過団体はなし。

- 資金不足が生じている事業数は、昨年度と同じく6 事業（病院5、交通1）となった。

<問い合わせ先>

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課財政班 TEL：078-362-3096

【参考】平成27年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

（単位：百万円、％）

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支	実質単年度収支	基金残高			地方債現在高		経常収支比率		標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)
		増減率		増減率			増減率	増減率	うち 財政調整基金	増減率	増減	増減		
1 神戸市	749,274	3.6	737,616	3.3	1,256	1,547	62,704	0.6	12,866	1,106,190	▲ 1.4	95.9	▲ 0.4	384,449
2 姫路市	216,123	2.7	209,065	3.0	5,617	3,098	52,964	6.6	14,227	198,295	▲ 0.5	83.4	▲ 0.3	119,600
3 尼崎市	202,608	4.0	202,072	4.0	252	200	15,500	0.6	3,981	260,094	▲ 0.3	95.4	▲ 0.8	99,053
4 明石市	102,952	3.1	99,573	1.4	1,979	1,295	10,893	9.2	5,415	113,671	1.0	91.1	▲ 2.8	55,826
5 西宮市	173,379	2.8	170,606	1.9	2,640	2,402	26,962	3.4	18,695	150,091	▲ 0.9	93.8	▲ 0.5	97,583
6 洲本市	25,887	8.7	25,159	8.8	431	▲ 97	6,234	2.4	3,761	35,877	▲ 2.2	90.3	▲ 2.9	13,637
7 芦屋市	51,168	15.7	48,721	13.2	1,192	4,398	13,803	24.5	8,225	58,204	7.2	93.7	2.0	23,615
8 伊丹市	68,640	▲ 1.8	66,851	▲ 2.6	707	759	12,259	4.4	7,013	62,948	▲ 2.4	94.0	▲ 0.6	39,545
9 相生市	16,905	14.6	16,358	18.3	512	▲ 219	3,416	▲ 7.5	2,414	15,654	11.4	95.9	▲ 1.5	8,147
10 豊岡市	51,487	3.4	50,398	3.1	861	1,391	19,154	3.4	10,654	60,460	▲ 1.3	87.6	▲ 1.2	29,612
11 加古川市	79,267	1.0	78,407	0.9	663	428	21,573	18.0	5,789	74,185	▲ 4.6	90.9	▲ 0.2	48,857
12 赤穂市	23,581	9.0	23,118	8.5	397	222	4,188	4.3	2,214	29,988	6.7	90.0	0.8	12,387
13 西脇市	20,694	2.1	20,001	2.9	568	▲ 114	9,577	9.7	4,959	19,060	3.3	88.7	▲ 3.2	11,887
14 宝塚市	74,425	2.3	73,186	2.2	804	40	10,063	▲ 7.6	5,180	73,668	▲ 1.0	96.3	0.0	43,074
15 三木市	31,389	1.8	30,935	1.3	144	63	6,338	3.5	2,566	37,272	0.3	89.5	▲ 0.2	18,903
16 高砂市	34,669	▲ 3.7	34,208	▲ 1.5	340	▲ 239	5,483	9.8	3,220	32,977	▲ 2.3	90.3	3.9	20,261
17 川西市	56,563	10.4	55,983	10.6	469	34	3,783	52.7	836	54,844	5.8	94.4	▲ 2.0	29,816
18 小野市	19,183	1.8	18,637	1.5	351	97	9,032	▲ 2.2	4,106	18,420	▲ 2.5	85.8	▲ 0.2	11,497
19 三田市	38,396	▲ 4.7	37,650	▲ 5.1	534	82	8,967	▲ 8.9	3,175	38,524	▲ 2.9	94.4	▲ 1.4	22,842
20 加西市	20,908	12.3	20,744	12.5	138	51	3,610	6.0	2,197	18,766	8.9	87.8	▲ 2.1	11,841
21 篠山市	23,684	0.9	23,063	1.0	515	▲ 655	7,474	▲ 2.1	2,934	22,475	▲ 9.3	96.7	▲ 4.5	14,349
22 養父市	20,779	▲ 2.1	19,970	▲ 1.8	754	1,528	11,577	11.6	5,464	20,345	▲ 8.0	82.5	▲ 1.4	13,132
23 丹波市	41,015	▲ 12.1	36,777	▲ 12.3	3,262	2,336	14,098	0.7	5,089	35,794	▲ 2.0	84.8	1.8	22,422
24 南あわじ市	29,735	▲ 1.8	28,582	▲ 2.8	960	821	10,584	12.2	2,745	36,658	▲ 0.9	86.4	▲ 0.7	17,129
25 朝来市	25,582	10.0	24,295	8.7	874	364	8,996	5.6	4,398	29,336	7.5	84.4	▲ 0.5	13,224
26 淡路市	34,614	15.5	34,183	15.9	213	805	10,951	9.9	2,315	47,068	2.2	86.6	▲ 2.0	18,150
27 宍粟市	26,087	4.4	24,854	4.3	1,014	984	7,913	1.6	3,087	31,178	▲ 0.9	90.0	▲ 0.5	15,487
28 加東市	19,022	2.8	18,137	2.6	809	23	12,603	5.9	6,060	19,420	2.2	84.6	1.3	11,920
29 たつの市	36,705	4.7	35,300	4.2	1,319	1,293	17,288	14.9	7,537	37,210	0.3	84.2	▲ 2.0	21,660
30 猪名川町	10,691	▲ 0.6	10,014	▲ 0.4	369	▲ 15	5,499	1.9	2,840	7,604	3.3	84.4	▲ 1.8	6,771
31 多可町	12,530	4.5	12,204	3.4	281	114	7,012	3.0	3,314	15,882	▲ 0.8	92.0	▲ 0.7	7,716
32 稲美町	10,740	6.8	10,015	5.9	655	393	4,785	12.3	2,719	8,586	1.4	83.2	▲ 2.8	6,486
33 播磨町	11,002	▲ 2.0	10,287	▲ 0.3	651	▲ 644	7,230	3.0	4,859	8,181	▲ 1.0	88.2	▲ 3.2	6,618
34 市川町	6,134	9.6	5,979	10.7	143	169	1,439	37.8	976	5,281	▲ 3.7	81.6	▲ 4.2	3,811
35 福崎町	8,758	0.2	8,547	0.0	152	17	1,651	4.2	1,323	10,747	5.0	87.2	▲ 3.1	5,152
36 神河町	9,202	2.0	9,008	2.0	190	62	4,160	17.4	1,989	10,746	3.8	91.0	1.1	5,328
37 太子町	13,552	34.2	13,252	37.9	203	▲ 174	2,752	▲ 20.7	2,235	10,896	21.9	84.8	▲ 1.5	6,816
38 上郡町	7,404	1.4	7,217	0.4	182	86	731	31.6	470	9,819	▲ 2.1	93.9	▲ 9.4	5,057
39 佐用町	13,948	3.5	13,899	3.9	38	989	9,330	5.2	2,777	15,572	▲ 3.8	77.2	▲ 4.6	9,031
40 香美町	15,229	0.5	14,838	0.1	353	427	5,428	26.6	3,044	19,520	5.5	82.8	1.7	8,632
41 新温泉町	10,929	3.9	10,454	0.2	431	400	2,866	▲ 2.1	2,255	13,555	2.4	84.2	▲ 2.8	6,560
合計														
市計(神戸市含)	2,314,721	3.2	2,264,449	3.0	29,575	22,938	407,989	5.3	161,120	2,738,672	▲ 0.6	92.1	▲ 0.6	1,249,903
市計(神戸市除)	1,565,447	3.1	1,526,833	2.8	28,319	21,390	345,285	6.3	148,255	1,632,482	▲ 0.1	90.4	▲ 0.7	865,454
町計	130,120	5.0	125,714	4.9	3,649	1,824	52,883	6.3	28,801	136,389	2.5	85.5	▲ 2.4	77,978
県計(神戸市含)	2,444,841	3.3	2,390,163	3.1	33,224	24,761	460,873	5.5	189,922	2,875,061	▲ 0.5	91.7	▲ 0.7	1,327,882
県計(神戸市除)	1,695,567	3.2	1,652,547	3.0	31,968	23,214	398,168	6.3	177,056	1,768,871	0.1	90.0	▲ 0.9	943,432

【参考】平成27年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

(単位：%)

	実質公債費比率		将来負担比率	増減	徴収率								特別徴収実施率	増減	ラスパイレス指数 (27.4.1参考値)	
	比率	増減率			全税目(現繰計)	個人住民税(現繰計)		固定資産税(現繰計)		個人住民税(現年)		増減			指数	増減
						増減	増減	増減	増減	増減						
神戸市	7.9	▲0.8	80.2	▲5.9	97.6	0.3	96.6	0.5	97.8	0.4	98.9	0.1	81.1	0.3	101.6	0.1
姫路市	5.5	▲0.9	9.6	▲15.5	95.3	0.7	94.4	0.7	94.6	1.0	98.5	0.1	82.3	1.2	101.7	0.0
尼崎市	13.8	0.3	122.5	▲13.5	94.2	0.8	91.0	1.1	94.7	1.0	97.6	0.2	79.8	0.7	97.2	▲0.7
明石市	3.8	▲0.5	51.5	▲2.6	94.2	0.5	94.5	0.8	92.8	0.4	98.5	0.2	84.2	0.8	101.2	▲0.6
西宮市	4.7	▲0.8	33.9	▲2.7	96.2	0.5	97.3	0.6	95.9	0.4	99.1	0.2	81.2	0.8	101.6	▲0.1
洲本市	13.1	0.5	119.8	▲1.3	92.8	0.4	94.7	0.2	90.0	0.7	98.6	▲0.2	75.4	2.2	100.5	0.4
芦屋市	5.5	▲4.4	121.6	1.9	95.9	0.5	94.1	0.5	98.0	0.5	99.5	0.5	79.3	0.8	104.7	▲1.1
伊丹市	8.4	▲1.0	14.3	▲6.6	97.4	0.4	95.8	0.6	98.3	0.5	98.9	0.2	81.1	0.8	101.8	0.4
相生市	13.8	0.8	142.3	31.1	97.1	0.7	95.8	1.0	97.4	0.7	98.9	0.4	80.1	1.7	97.6	▲1.4
豊岡市	12.6	▲1.3	112.5	1.7	93.2	0.3	93.5	0.6	91.6	0.0	98.6	0.1	78.0	3.8	95.0	0.3
加古川市	5.3	▲0.6	-(▲29.6)	-(▲28.1)	95.0	0.6	94.9	0.5	94.3	0.8	98.9	0.1	83.5	1.1	101.3	0.3
赤穂市	9.7	▲0.1	138.4	6.6	94.4	0.2	94.0	0.4	93.6	0.3	99.1	0.3	83.2	2.3	96.7	▲0.3
西脇市	7.8	▲0.6	30.7	0.9	92.7	2.1	92.7	0.8	91.2	3.6	98.7	0.2	70.2	2.2	98.7	0.7
宝塚市	5.3	▲1.2	43.0	▲5.8	93.7	1.3	94.1	0.4	92.9	2.4	98.8	0.1	77.2	1.3	102.3	3.2
三木市	5.7	▲1.5	43.1	▲12.5	93.5	0.8	93.7	0.9	91.8	0.8	98.7	0.3	81.2	2.6	98.1	▲1.3
高砂市	10.6	1.0	63.0	▲13.3	94.6	0.6	93.0	1.2	94.5	0.6	98.7	0.4	83.6	1.5	99.3	0.4
川西市	12.2	0.3	114.1	▲19.3	90.7	▲0.2	96.8	0.4	84.2	▲0.4	99.0	0.3	80.3	0.5	100.8	0.9
小野市	5.2	▲2.4	-(▲28.4)	-(▲3.6)	95.9	0.1	94.8	0.4	95.9	0.2	98.9	0.4	81.2	3.9	100.5	▲0.8
三田市	8.9	▲0.3	2.1	0.4	95.7	0.7	96.5	0.6	94.1	0.9	99.2	▲0.1	81.8	1.4	100.9	0.1
加西市	10.3	▲2.1	61.6	▲4.9	94.6	0.1	94.3	0.2	93.8	0.1	98.8	0.1	77.6	2.1	99.5	▲0.1
篠山市	19.8	▲1.4	191.7	▲27.3	94.3	0.0	94.3	▲0.5	92.4	▲0.2	98.1	▲0.6	74.4	1.2	99.2	5.2
養父市	10.8	▲2.3	14.7	▲32.8	92.0	1.8	95.0	0.2	87.9	3.4	98.9	▲0.4	79.3	2.6	95.8	0.6
丹波市	6.8	▲1.6	18.5	▲7.6	94.3	0.3	96.4	0.5	91.6	0.3	98.9	0.1	72.0	1.4	96.7	0.5
南あわじ市	13.2	▲0.4	122.8	▲8.9	89.7	0.4	90.7	0.2	86.9	0.5	98.3	0.3	70.9	2.7	96.7	0.0
朝来市	10.9	▲2.1	36.5	▲12.2	94.2	0.3	93.8	0.1	93.6	0.3	98.6	0.1	78.0	3.2	96.6	▲0.5
淡路市	18.4	▲1.3	208.8	▲20.4	88.7	0.9	90.2	1.2	85.1	0.8	97.9	0.3	69.3	2.3	98.2	1.0
宍粟市	15.0	▲0.1	122.8	▲13.7	91.8	0.8	93.3	0.4	89.3	1.0	98.5	0.0	76.7	4.5	97.9	0.2
加東市	5.9	▲0.8	-(▲78.3)	-(▲10.9)	95.1	0.4	94.7	0.1	94.7	0.8	98.6	▲0.1	76.3	1.8	98.8	0.4
たつの市	13.3	▲0.7	45.1	▲20.1	90.7	1.1	92.4	1.1	87.4	1.4	98.6	0.0	78.4	1.7	98.7	0.1
猪名川町	1.1	▲0.6	-(▲106.2)	-(▲2.2)	92.4	▲0.2	95.5	▲0.5	89.1	0.2	98.8	▲0.5	80.7	2.8	98.1	0.4
多可町	15.3	0.6	29.1	▲3.9	94.5	1.0	94.8	1.0	93.3	1.3	99.3	0.3	70.4	3.2	98.2	0.2
稲美町	6.8	▲0.7	-(▲2.8)	-(▲14.6)	93.6	0.3	92.2	0.1	92.8	0.4	98.6	▲0.1	80.8	1.5	97.6	0.0
播磨町	1.4	▲1.3	-(▲143.5)	-(3.0)	95.2	0.3	92.6	0.4	95.4	0.2	98.4	0.2	82.2	0.5	98.7	0.1
市川町	11.6	▲1.6	68.4	▲23.7	93.1	▲0.7	94.6	▲0.5	91.1	▲0.8	98.8	0.2	78.6	1.8	98.2	0.3
福崎町	12.1	0.2	153.9	0.5	95.2	1.8	93.8	1.7	94.5	2.4	98.9	0.2	79.0	1.5	99.5	0.0
神河町	15.6	▲0.5	35.6	▲8.1	95.9	▲0.2	94.5	0.0	96.2	▲0.1	98.9	0.2	80.2	2.4	98.0	▲0.1
太子町	10.4	▲1.0	79.4	33.6	92.4	1.2	91.8	0.4	91.8	2.2	98.6	0.1	81.2	2.1	97.7	▲0.4
上郡町	18.5	0.4	228.5	▲10.1	95.6	0.4	95.4	0.5	95.7	0.5	99.1	0.1	82.7	3.3	97.7	0.7
佐用町	8.8	▲0.9	-(▲1.1)	-(▲14.2)	92.7	0.5	96.2	0.1	90.1	0.8	99.0	0.2	78.5	1.9	97.6	▲0.4
香美町	11.3	▲2.3	103.4	▲25.4	92.7	1.5	95.4	0.8	89.8	2.1	98.4	▲0.1	68.3	1.0	95.2	0.1
新温泉町	13.6	▲1.5	105.8	▲4.2	93.5	▲0.4	96.2	▲0.2	90.3	▲0.6	99.1	0.0	75.8	3.2	96.0	1.0
市計(神戸市含)	8.4	▲0.8	63.6	▲8.8	95.6	0.6	95.2	0.6	94.9	0.6	98.8	0.2	80.6	1.1	100.2	0.2
市計(神戸市除)	8.6	▲0.8	56.2	▲10.0	94.6	0.6	94.6	0.6	93.7	0.7	98.7	0.2	80.3	1.3	99.7	0.2
町計	10.2	▲0.8	37.1	▲5.6	93.9	0.5	93.9	0.3	92.9	0.9	98.8	0.1	78.7	2.0	97.6	0.1
県計(神戸市含)	8.5	▲0.8	62.1	▲8.6	95.5	0.5	95.2	0.6	94.8	0.6	98.8	0.2	80.5	1.1	100.0	0.2
県計(神戸市除)	8.7	▲0.8	54.6	▲9.7	94.6	0.6	94.6	0.6	93.7	0.8	98.7	0.2	80.2	1.3	99.4	0.2

(注) 福崎町の将来負担比率については、9/29付で修正報告があったものを掲載しているため、9/30の総務省記者発表資料(速報値)と異なっている。

【別紙1】県内市町の健全化判断比率一覧

速報値

(単位:%)

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
		(参考) 早期健全 化基準		(参考) 早期健全 化基準		順位	対前年度 増減率 (▲は改善)		順位	対前年度 増減率 (▲は改善)
神戸市	—	11.25	—	16.25	7.9	15	▲ 0.8	80.2	26	▲ 5.9
姫路市	—	11.25	—	16.25	5.5	8	▲ 0.9	9.6	9	▲ 15.5
尼崎市	—	11.25	—	16.25	13.8	34	0.3	122.5	33	▲ 13.5
明石市	—	11.25	—	16.25	3.8	3	▲ 0.5	51.5	21	▲ 2.6
西宮市	—	11.25	—	16.25	4.7	4	▲ 0.8	33.9	15	▲ 2.7
洲本市	—	12.89	—	17.89	13.1	30	0.5	119.8	31	▲ 1.3
芦屋市	—	12.18	—	17.18	5.5	8	▲ 4.4	121.6	32	1.9
伊丹市	—	11.47	—	16.47	8.4	16	▲ 1.0	14.3	10	▲ 6.6
相生市	—	13.71	—	18.71	13.8	34	0.8	142.3	37	31.1
豊岡市	—	11.82	—	16.82	12.6	29	▲ 1.3	112.5	29	1.7
加古川市	—	11.27	—	16.27	5.3	6	▲ 0.6	(▲29.6)	1	(▲28.1)
赤穂市	—	13.01	—	18.01	9.7	19	▲ 0.1	138.4	36	6.6
西脇市	—	13.07	—	18.07	7.8	14	▲ 0.6	30.7	14	0.9
宝塚市	—	11.38	—	16.38	5.3	6	▲ 1.2	43.0	18	▲ 5.8
三木市	—	12.55	—	17.55	5.7	10	▲ 1.5	43.1	19	▲ 12.5
高砂市	—	12.47	—	17.47	10.6	22	1.0	63.0	23	▲ 13.3
川西市	—	11.81	—	16.81	12.2	28	0.3	114.1	30	▲ 19.3
小野市	—	13.12	—	18.12	5.2	5	▲ 2.4	(▲28.4)	1	(▲3.6)
三田市	—	12.24	—	17.24	8.9	18	▲ 0.3	2.1	8	0.4
加西市	—	13.07	—	18.07	10.3	20	▲ 2.1	61.6	22	▲ 4.9
篠山市	—	12.83	—	17.83	19.8	41	▲ 1.4	191.7	39	▲ 27.3
養父市	—	12.94	—	17.94	10.8	23	▲ 2.3	14.7	11	▲ 32.8
丹波市	—	12.27	—	17.27	6.8	12	▲ 1.6	18.5	12	▲ 7.6
南あわじ市	—	12.64	—	17.64	13.2	31	▲ 0.4	122.8	34	▲ 8.9
朝来市	—	12.93	—	17.93	10.9	24	▲ 2.1	36.5	17	▲ 12.2
淡路市	—	12.58	—	17.58	18.4	39	▲ 1.3	208.8	40	▲ 20.4
宍粟市	—	12.74	—	17.74	15.0	36	▲ 0.1	122.8	34	▲ 13.7
加東市	—	13.06	—	18.06	5.9	11	▲ 0.8	(▲78.3)	1	(▲10.9)
たつの市	—	12.34	—	17.34	13.3	32	▲ 0.7	45.1	20	▲ 20.1
猪名川町	—	14.13	—	19.13	1.1	1	▲ 0.6	(▲106.2)	1	(▲2.2)
多可町	—	13.83	—	18.83	15.3	37	0.6	29.1	13	▲ 3.9
稲美町	—	14.24	—	19.24	6.8	12	▲ 0.7	(▲2.8)	1	(▲14.6)
播磨町	—	14.18	—	19.18	1.4	2	▲ 1.3	(▲143.5)	1	(3.0)
市川町	—	15.00	—	20.00	11.6	26	▲ 1.6	68.4	24	▲ 23.7
福崎町	—	14.90	—	19.90	12.1	27	0.2	153.9	38	0.5
神河町	—	14.79	—	19.79	15.6	38	▲ 0.5	35.6	16	▲ 8.1
太子町	—	14.11	—	19.11	10.4	21	▲ 1.0	79.4	25	33.6
上郡町	—	14.96	—	19.96	18.5	40	0.4	228.5	41	▲ 10.1
佐用町	—	13.51	—	18.51	8.8	17	▲ 0.9	(▲1.1)	1	(▲14.2)
香美町	—	13.60	—	18.60	11.3	25	▲ 2.3	103.4	27	▲ 25.4
新温泉町	—	14.21	—	19.21	13.6	33	▲ 1.5	105.8	28	▲ 4.2
市平均	—	/	—	/	8.4	/	▲ 0.8	63.6	/	▲ 8.8
市平均(神戸市除)	—	/	—	/	8.6	/	▲ 0.8	56.2	/	▲ 10.0
町平均	—	/	—	/	10.2	/	▲ 0.8	37.1	/	▲ 5.6
県平均	—	/	—	/	8.5	/	▲ 0.8	62.1	/	▲ 8.6
県平均(神戸市除)	—	/	—	/	8.7	/	▲ 0.8	54.6	/	▲ 9.7

33団体で改善、8団体で悪化 26団体で改善、8団体で悪化

- 注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「—」で表示。
- 注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「—」で表示。(下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)
- 注3 順位は、比率の低い順。
- 注4 平均は、加重平均による。
- 注5 福崎町の将来負担比率については、9/29付で修正報告があったものを掲載しているため、9/30の総務省記者発表資料(速報値)と異なっている。

【別紙2】県内市町の資金不足比率の状況

事業	団体	H27年度(速報値)			H26年度(実績)		備考
		資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	解消(予定) 年度	資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	
病院	西宮市	262	6.1	未定	20	0.4	在院日数の減少傾向による稼働率の低下・入院収益の伸び悩みにより、資金不足比率が悪化。
	宝塚市	271	2.7	未定	327	3.5	一般会計からの長期借入、休床病棟の再稼働による収益改善等により、資金不足比率が改善。
	川西市	616	13.8	H37	1,018	25.8	H27年度中の経営健全化計画の策定にあわせた医業収益の増加への積極的な取組みと、一般会計からの長期借入等により、資金不足比率が改善。
	たつの市	125	9.9	未定	29	2.1	医師の不足等による医業収益の減少により、資金不足比率が悪化。
	新温泉町	176	19.3	未定	156	16.1	医師の不足等による医業収益の減少により、資金不足比率が悪化。
交通 (自動車 運送)	神戸市	1,610	15.5	未定	1,197	11.5	企業債の償還負担等により、資金不足比率が悪化。

● 経営健全化基準・・・資金不足比率20%以上

■ 用語集

1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額－歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支－前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立額＋起債繰上償還額（任意に行ったもの）－財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な赤字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p> 経常経費：人件費、扶助費、公債費等 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等 </p> <p>※ H13以降においては、経常一般財源に、減税補填債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税補填債に替えて減収補填債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時的財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>※ 公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left[\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る} \\ \text{引き上げ分の25\%} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	

3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な把握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>※ 公営事業会計… 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>※ 特別会計… 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債（又は臨時財政対策債発行可能額）は、通常の地方債とは異なり、各指標（経常収支比率、実質公債費比率等）の算定において一般財源として取り扱う。</p>

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

○ 基 準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1) 実質赤字比率、(2) 連結実質赤字比率、(3) 実質公債費比率、(4) 将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(α値)」、「財政再生基準(β値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(γ値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(α値)		財政再生基準(β値)	
	市町村	(参考)都道府県	市町村	(参考)都道府県
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25~15.0%	3.75%	20.0%	5.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25~20.0%	8.75%	30.0% (20、21年度は40.0% 22年度は35.0%)	15.0% (20、21年度は25.0% 22年度は20.0%)
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	400.0% (都道府県・政令市)	—	—

(別表2)

	経営健全化基準(γ値)
資金不足比率	20.0%

○ 各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヵ年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。